

第2期三条市障がい者計画
第5期三条市障がい福祉計画
第1期三条市障がい児福祉計画
概 要

三 条 市

第1章 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

本市は、平成19年3月に「ノーマライゼーションのまち」づくりを目指して、「さんじょう障がい者プラン2007」(障害者計画・障害福祉計画)を策定した。その後、障がい者の地域生活を支援するために必要なサービス量の確保と体制整備を図るため、第2期から第4期までの障がい福祉計画を別途策定してきた。

この度、これまでの障がい者計画と障がい福祉計画の計画期間が平成29年度で終了となること、また、新たに障がい児福祉計画の策定が義務付けられたことから、地域の課題に対応した障がい者施策を生涯にわたって切れ目なく着実に進めていくために、これらの3つの計画を一体のものとして策定する。

(2) 計画の位置づけと概要

ア 障がい者計画(障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」)

基本理念を明示し、障がい者や住民に分かりやすい形で効果的に施策が推進されるよう施策の体系を明らかにするもの

イ 障がい福祉計画(障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」)、障がい児福祉計画(児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障がい児福祉計画」)

国の定める基本指針に即し、地域において必要な各種サービスが計画的に提供されるよう、障がい福祉サービス等に関する数値目標及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービス提供体制の確保や推進のための取組を定めるもの

(3) 基本的な視点

ア 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

イ 市を基本とした身近な実施主体の障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

ウ 障がい者の自立支援の観点から、施設入所者の地域生活への移行、地域生活の継続支援及び就労支援の課題に対応したサービス提供体制の整備

エ 地域共生社会の実現に向けた取組

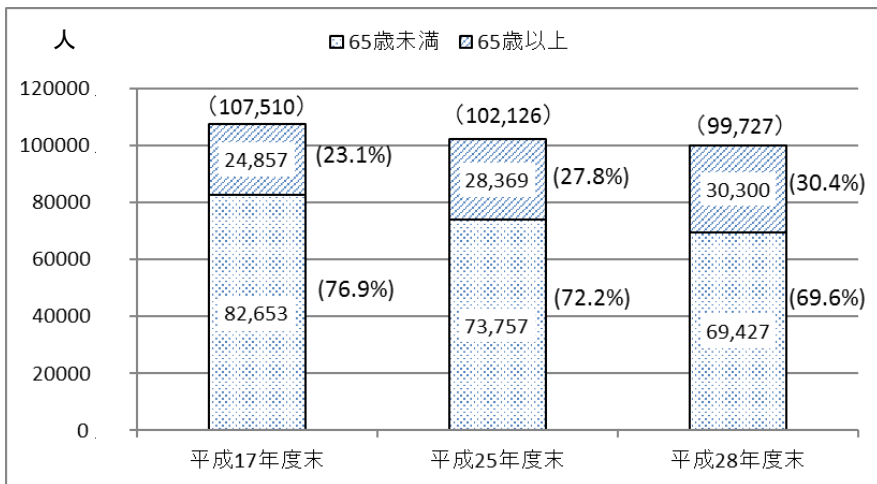
(4) 計画期間

計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間

1 障がい者を取り巻く状況

(1)人口の高齢化と世帯規模の縮小

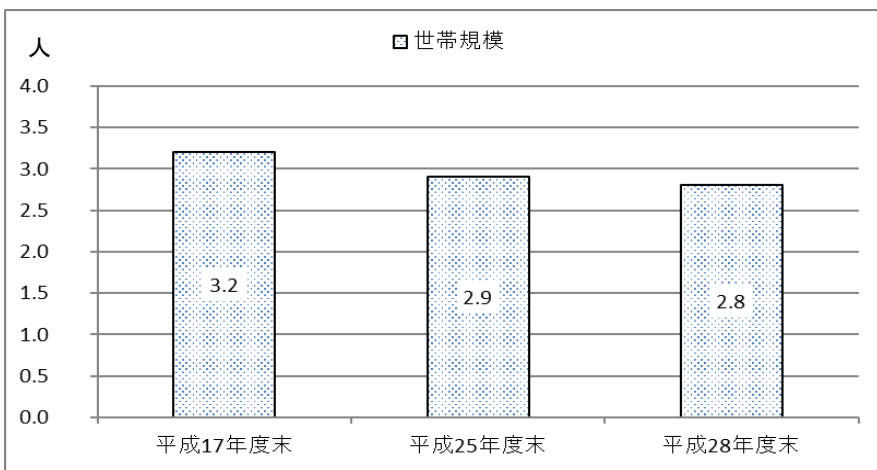
ア 人口の高齢化



資料:住民基本台帳

人口では、65歳以上の占める割合が、平成28年度末現在で30.4%であり、平成25年度から平成28年度までの3年間で、2.6%増加している。

イ 世帯規模の縮小

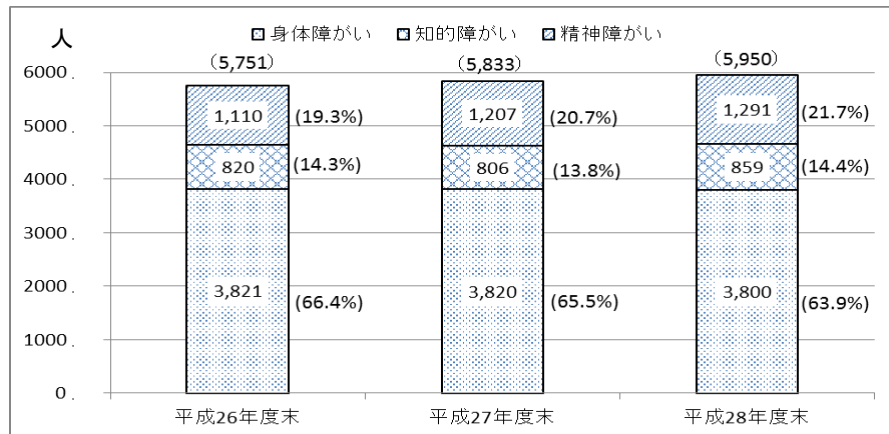


資料:住民基本台帳

世帯規模では、1世帯当たりの平均世帯員数が、平成28年度末現在で2.8人であり、平成25年度から平成28年度までの3年間で、0.1人減少している。

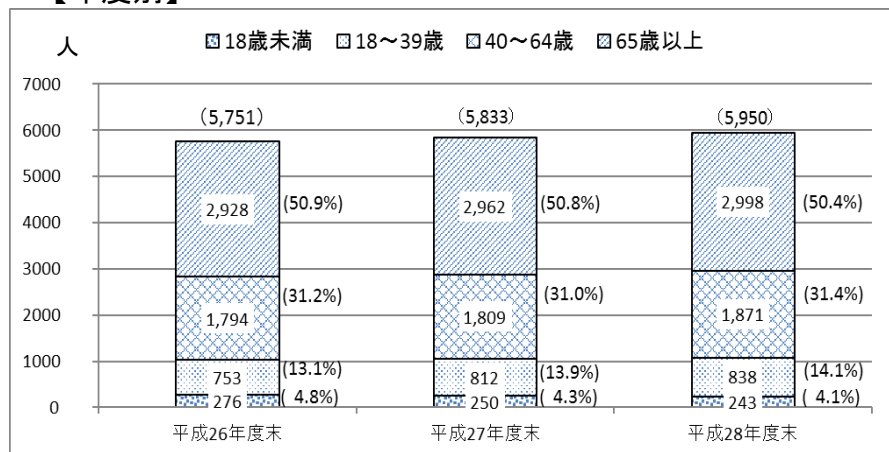
(2) 障がい者数の推移と年齢構成

ア 障がい者数の推移

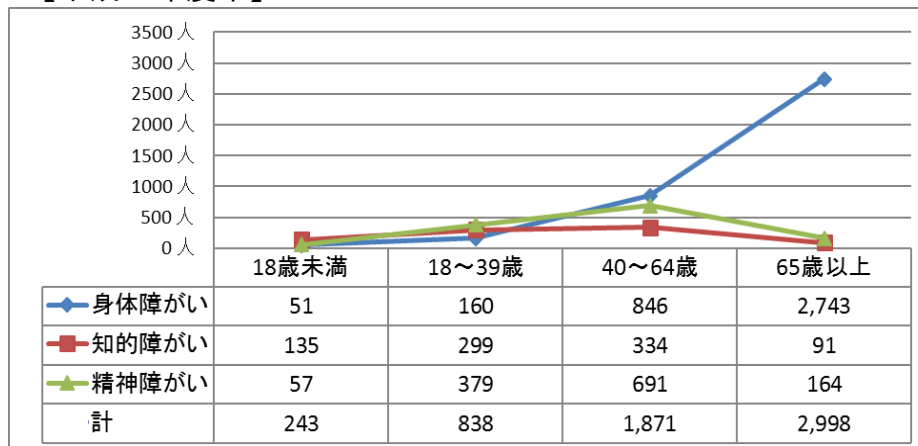


障がい者数は、平成28年度末現在で5,950人（身体障がい3,800人、知的障がい859人、精神障がい1,291人）であり、平成26年度末から平成28年度末までの2年間における伸び率は、3.5%（身体障がい△0.5%、知的障がい4.8%、精神障がい16.3%）となっている。

イ 障がい者の年齢構成 【年度別】

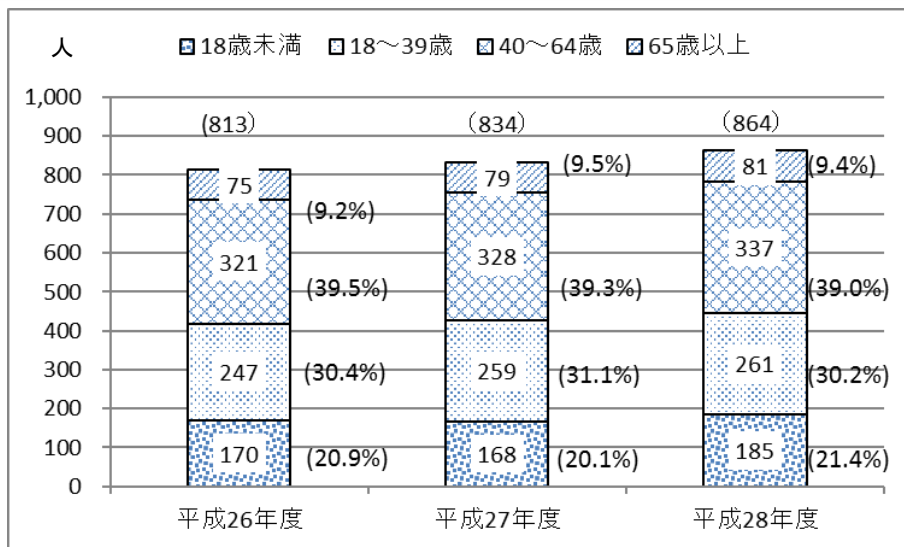


【平成28年度末】



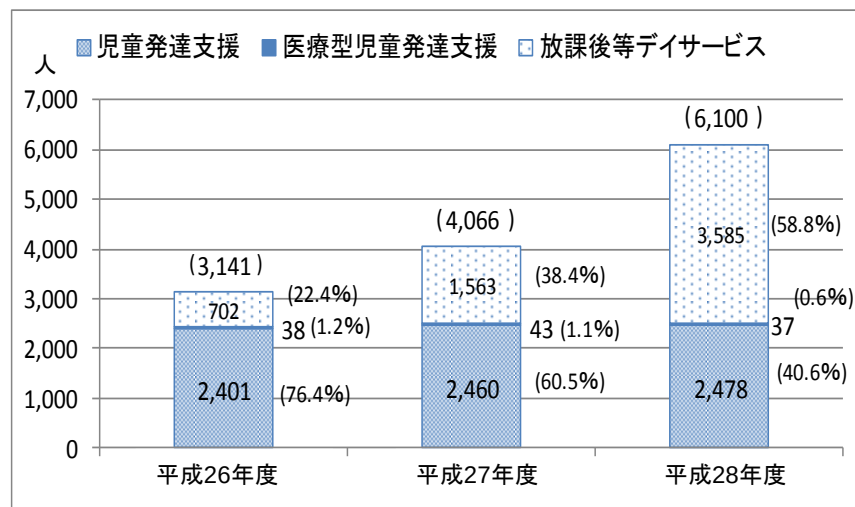
年齢構成では65歳以上の占める割合が、平成28年度末現在で50.4%となっている。

(3) 障がい福祉サービスの実利用者数の推移



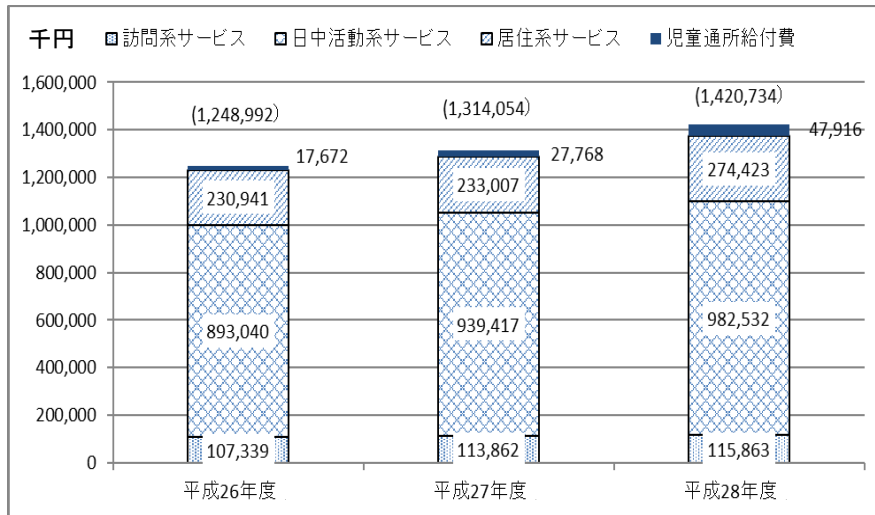
障がい福祉サービスの1年間の実利用者は、平成26年度と平成28年度を比較すると51人(6.3%)増加している。

(4) 児童通所支援利用者延べ人数の推移



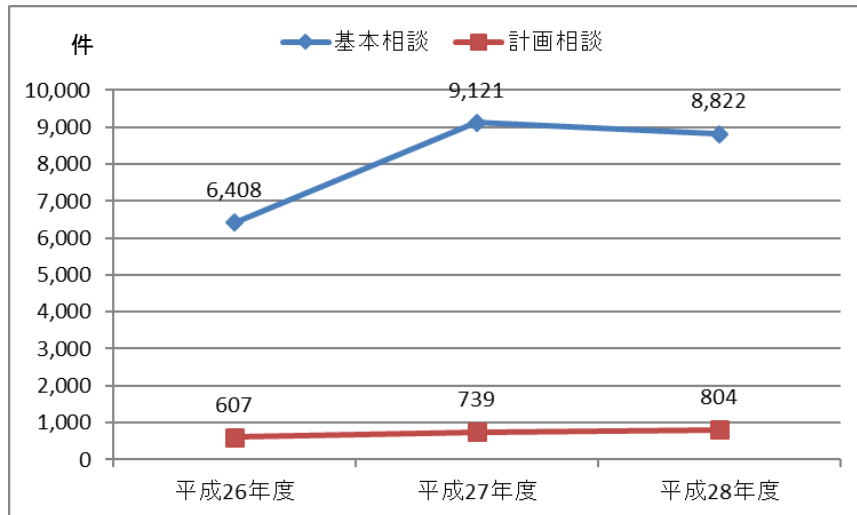
児童通所支援利用者延べ人数は、平成26年度と平成28年度を比較すると2,959人(94.2%)増加している。

(5) 障がい福祉サービス費の推移



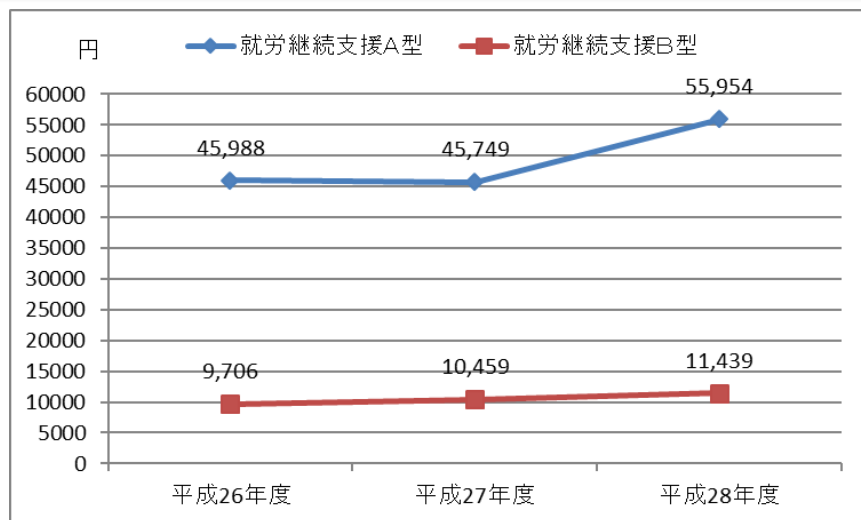
障がい福祉サービス費は、平成26年度と平成28年度を比較すると約1億7千2百万円(13.8%)増加している。

(6) 相談支援件数の推移



相談支援件数は、平成26年度と平成28年度を比較すると2,611件(37.2%)増加している。内訳としては、基本相談支援が2,414件(37.7%)の増加、計画相談支援が197件(32.5%)の増加となっている。

(7) 作業工賃平均月額の推移



作業工賃平均月額は、平成28年度では就労継続支援A型が55,954円、就労継続支援B型が11,439円であり、平成26年度と平成28年度を比較すると、就労継続支援A型が9,966円(21.7%)の増加、就労継続支援B型が1,733円(17.9%)の増加となっている。

2 障がい者計画 課題と重点取組事項

<現状から見える課題>

- (1) 相談支援では、相談件数や困難ケースが年々増加する傾向にあることから、新たな相談支援事業所の参入を促すとともに相談支援専門員の確保やスキルの向上が求められている。
- (2) 障がい者を取り巻く背景として、高齢化や世帯規模の縮小の進展に伴い家族の高齢化や障がい者の単身化・高齢化が進んでいる。
- (3) 障がい福祉サービスは、サービス利用が年々増加する傾向にあり、特に、重度・中度の障がい者が増加傾向にあることから、この受け皿を確保する必要がある。
- (4) 福祉的就労による作業工賃は、平均月額が微増しているものの、依然として低い水準となっていることから、大幅な収入アップや一般就労につながる支援が求められている。
- (5) 発達障がいを含む障がい児への適切な対応（早期発見、療育・教育の充実、福祉サービスの充実）が必要である。

解消に向けて

<重点的に取組む分野と方向性>

相談支援の充実

- (1) 新規相談支援事業所の参入促進
- (2) 相談支援専門員の確保と育成

日常生活支援の充実

- (1) 施設（日中活動系サービス等）の整備・充実
- (2) 家族の高齢化、障がい者の単身化への対応
- (3) 障がい者の高齢化への対応

就労支援・雇用促進

- (1) 企業、福祉の連携と情報共有のためのネットワークの構築・充実
- (2) 福祉的就労の作業工賃の低単価、低工賃への対応

障がいの早期発見・確実な支援

- (1) 早期発見、相談の着実な実施
- (2) 発見から支援への確実なつなぎ
- (3) 支援体制の充実

第2章 三条市障がい者計画

理 基
念 本



共に歩み 共に創り 共に支え合う

地域共生社会の実現

分野

具体的取組

該当する事業

相談支援の充実

- ・相談支援体制強化のための支援策の充実
- ・基幹相談支援センターの設置に向けた取組の推進
- ・権利擁護支援の推進
- ・成年後見制度の充実

相談支援事業

権利擁護の周知

成年後見制度等の支援

- ・新規の相談支援事業所の参入を促進する。
- ・相談支援専門員の増員や負担軽減策を講じるとともに、相談支援事業所間の連携を強化する。
- ・各相談支援事業所の相談支援体制を確立するとともに基幹相談支援センター設置に向けた取組を推進する。

- ・虐待の禁止、早期発見・早期対応のため、関係機関等による支援体制を強化・充実する。
- ・差別の解消及び合理的な配慮の普及促進を図る。

- 必要とする障がい者が利用できるよう制度の周知を図るとともに、利用者への支援を実施する。

日常生活支援の充実

- ・障がい福祉サービスの拡充
- ・介護保険制度との連携
- ・成年後見制度の充実（再掲）

日中活動系サービス事業所の整備等の支援

相談支援専門員とケアマネジャーとの連携

- ・既存の資源の活用も含めて、重度、中度の障がい者を受け入れるサービス事業所を整備・拡充する。
- ・民間事業者も含めたサービス提供体制の充実に努める。
- ・研修等を通じて、障がい特性への理解を深め、障がい特性に応じた支援体制を充実する。

- 障がい者への介護保険制度の周知と移行に関する仕組みを構築し、運営する。

分野

具体の取組

該当する事業

就労支援・雇用促進

・工賃アップのための取組の実施

工賃アップアドバイザー事業

- ・市場調査に基づいた製品の販路の見直しと販路拡大戦略を構築する。
- ・製品の開発や製品の改良を行う。
- ・企業訪問による発注企業を開拓する。
- ・福祉作業所の受注単価の設定スキルの向上を図る。
- ・多様な広報媒体等を活用した周知を行う。

・企業と福祉のネットワークの構築・充実

日中活動系サービス事業所の整備等の支援
(再掲)

- ・既存の資源の活用も含めて、就労継続支援 B 型等のサービス事業所を整備・拡充する。
- ・民間事業者も含めたサービス提供体制の充実に努める。

・障がい者就労の企業への理解の促進

障がい者福祉サポート交付金事業

- ・工賃アップに資する取組に対して支援するとともに効果的な活用方法について調査・研究する。

工賃アップアドバイザー事業
(再掲)

- ・商工会議所と連携し企業等を対象として雇用促進のためのセミナーの実施と就労企業の開拓を行う。
- ・障がい者の雇用実績のある企業と福祉事業所との意見交換会を実施する。
- ・就労先として、チャレンジド・オフィスを開設する。

障がい者雇用福祉奨励金交付事業

- ・就労継続支援を受けていた障がい者を雇用した企業等に対し、奨励金を交付する。

分野

具体的取組

該当する事業

障がいの早期発見・確実な支援

・年中児発達参観の着実な実施

・保護者の理解の促進

年中児発達参観

年中児の発達状況等を発達応援チームと保護者が共に確認し、子どもの特性等に早期に気づく。

子どもの発育・子育て相談

保護者や保育士等支援者が子どもの特性に適した対応ができるように相談に応じる。

発達障がいの理解の周知

市民に対し、発達障がいに関する理解を深めるための機会を設け、周知を行なう。

・発達支援コーディネーターを中心とした個別の発達支援計画に基づく支援の実施及び保育士等の資質の向上等

発達支援コーディネーター研修

個別の発達支援計画の作成・助言や、各関係機関等との連絡調整役等各施設の発達支援の中心的な役割を担う発達支援コーディネーターの養成とスキルアップを行う。

・通所支援に係るサービスの充実

放課後等デイサービス事業

学校終了後に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

児童発達支援事業
(子ども発達ルームを含む。)

子どもの発達特性や成長に合った関わり方を保護者と一緒に考えながら指導や助言を行う。

・特別支援教育に係るスタッフの確保

特別支援サポーターの配置

多様化する教育的ニーズや個々の児童生徒の特性に対応するための特別支援サポーターを配置する。

第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 計画期間内における目標数値

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

平成28年度末時点の施設入所者数を基準値として、平成32年度末までに9%以上を地域移行させる。

【三条市の基準値】

平成28年度末時点の施設入所者数：102人

【市の考え方】

条件として、「年齢が高くなく、かつ高度な支援を必要としない方」と設定。障がい支援区分3で50歳代(1人)、区分4で40歳代以下(5人)を移行可能対象者として捉え、目標値を設定した。

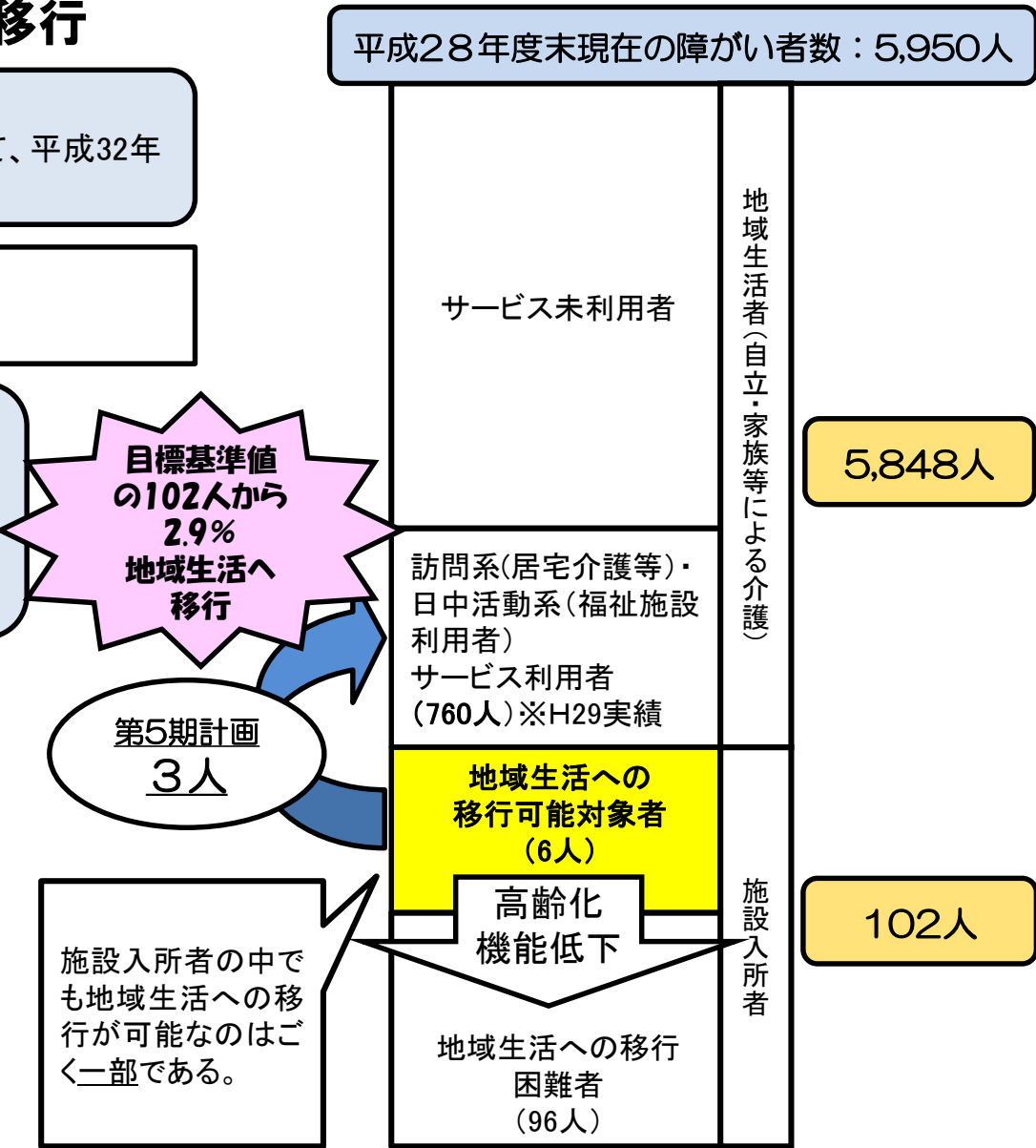
●目標値

国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	目標移行者数	割合
国	102人	10人	9.8%
三条市		3人	2.9%

●実績値

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域生活移行者数	1人	2人	0人
内容等	グループホームへ	自立訓練終了	



(2) 施設入所者数の削減

【国の指針】

平成28年度末時点の施設入所者数を基準値として、平成32年度末までに2%以上を削減する。

【三条市の基準値】

平成28年度末時点の施設入所者数：102人

【市の考え方】

4人の新たな入所がある一方、現在の入所者7人の退所（地域生活や介護施設等への移行など）があると見込み、施設入所者削減の目標値を設定した。

●目標値

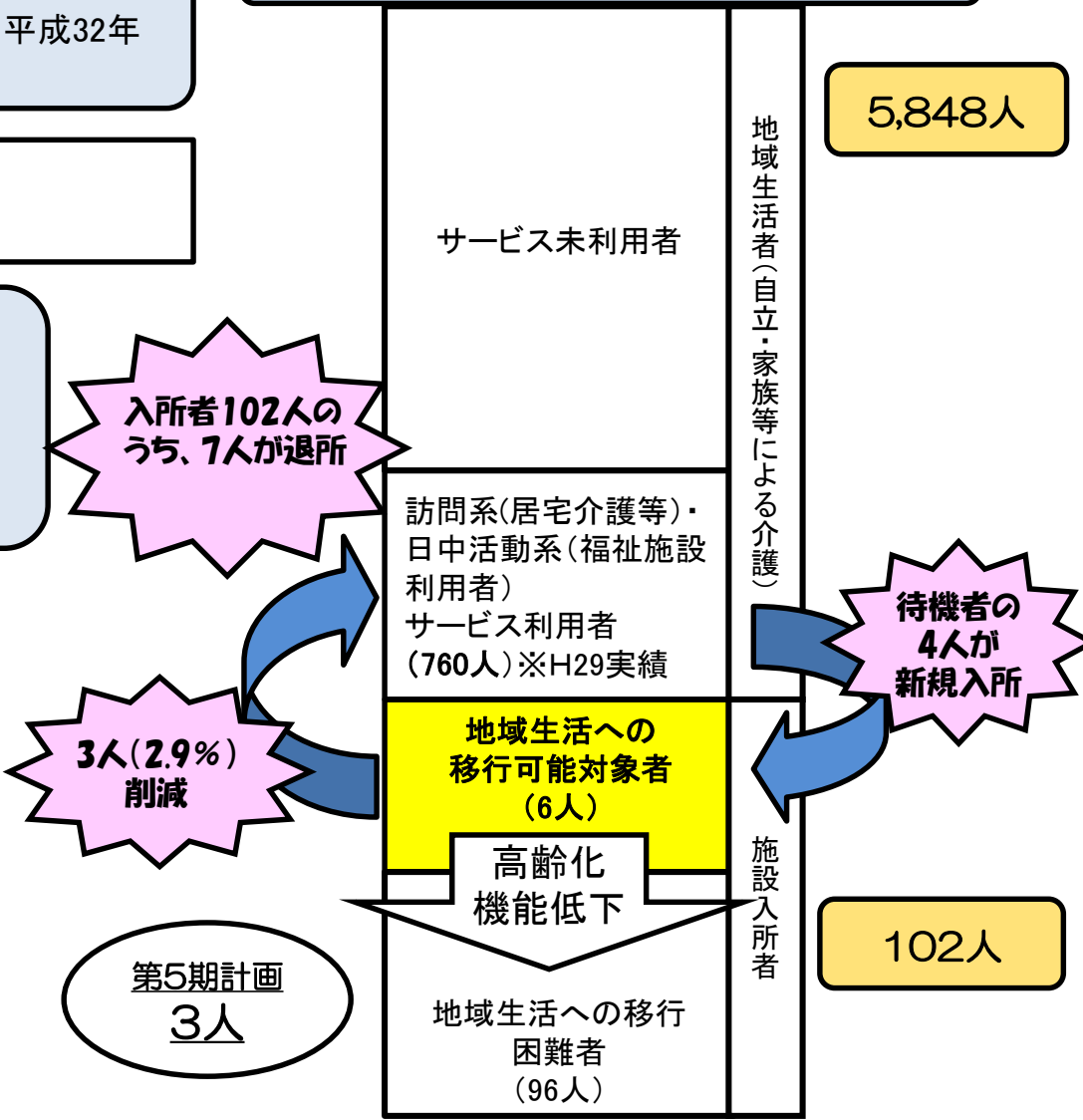
国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	目標 入所者数	削減人数
			削減割合
国	102人	99人	3人 2.9%
三条市		99人	3人 2.9%

●実績値

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所者数	104人	102人	101人

平成28年度末現在の障がい者数：5,950人



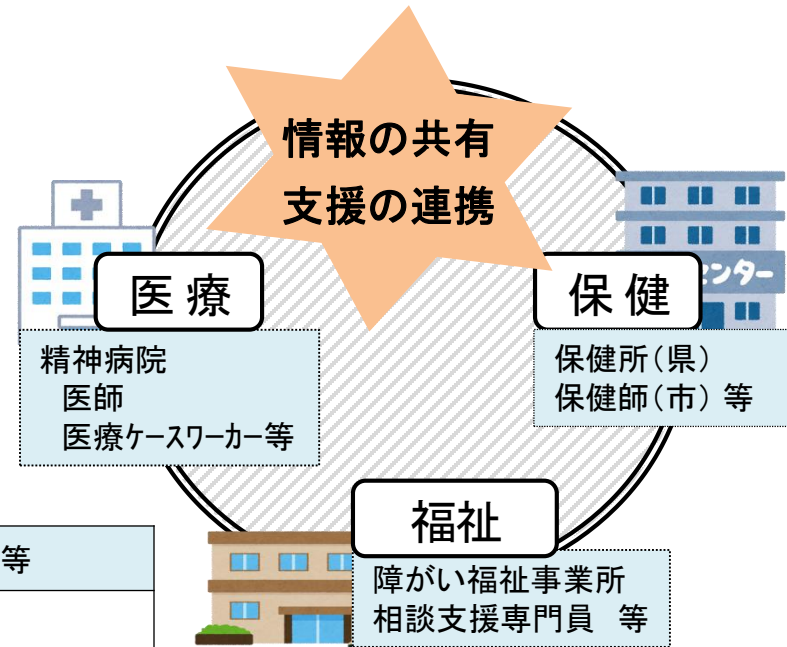
(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】

平成32年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

【市の考え方】

自立支援協議会や既存の地域包括ケアシステム構築に向けた協議体を活用し、精神科病院からの地域移行に関する協議を行う場を設置する。(専門部会の新設等)



●目標値

項 目	整備の有無等
平成32年度末時点での協議の場	有

●事業内容

項 目	内 容
病院から地域へ (地域移行)	精神病院から地域移行に向けた協議 ・対象者(入院期間)の把握 ・退院の是非や退院時期などについて、医療ケースワーカー等病院との意見交換
地域で暮らす (地域定着)	退院後、地域で自立した生活を送ることを目的とした支援体制の構築 ・相談体制の強化(生活上の相談対応など、地域からの孤立を防ぐための支援) ・計画的な支援体制の整備(緊急時における対応、事業者間での連携体制の確立など)

(4) 地域生活支援拠点の整備

【国の指針】

平成32年度末までに、各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備する。

【市の考え方】

平成28年度整備済み。
(平成28年6月「長久の家」完成)

目標値

項 目	整備の有無等
平成32年度末時点における地域生活支援拠点の整備	H28整備済み

事業内容

項 目	内 容
実施事業	①共同生活援助(グループホーム) ②相談支援事業所 ③地域活動支援センター(余暇活動支援) ④障がい者就業・生活支援センター
付加機能	①地域移行・定着支援員の配置 ②24時間支援体制 ③サテライト型住居への対応 ④体験利用及び緊急時の受入れ体制

居住余暇の拠点

障がい者居住支援拠点施設

居住支援

余暇支援

生活上の悩み等の相談

余暇の居場所づくり



グループホームのサポート



(5) 福祉施設利用から一般就労への移行

【国の指針】
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度に一般就労に移行する者を、平成28年度の年間一般就労移行者数の1.5倍以上とする。

【三条市の基準値】
平成28年度の年間一般就労移行者数：9人

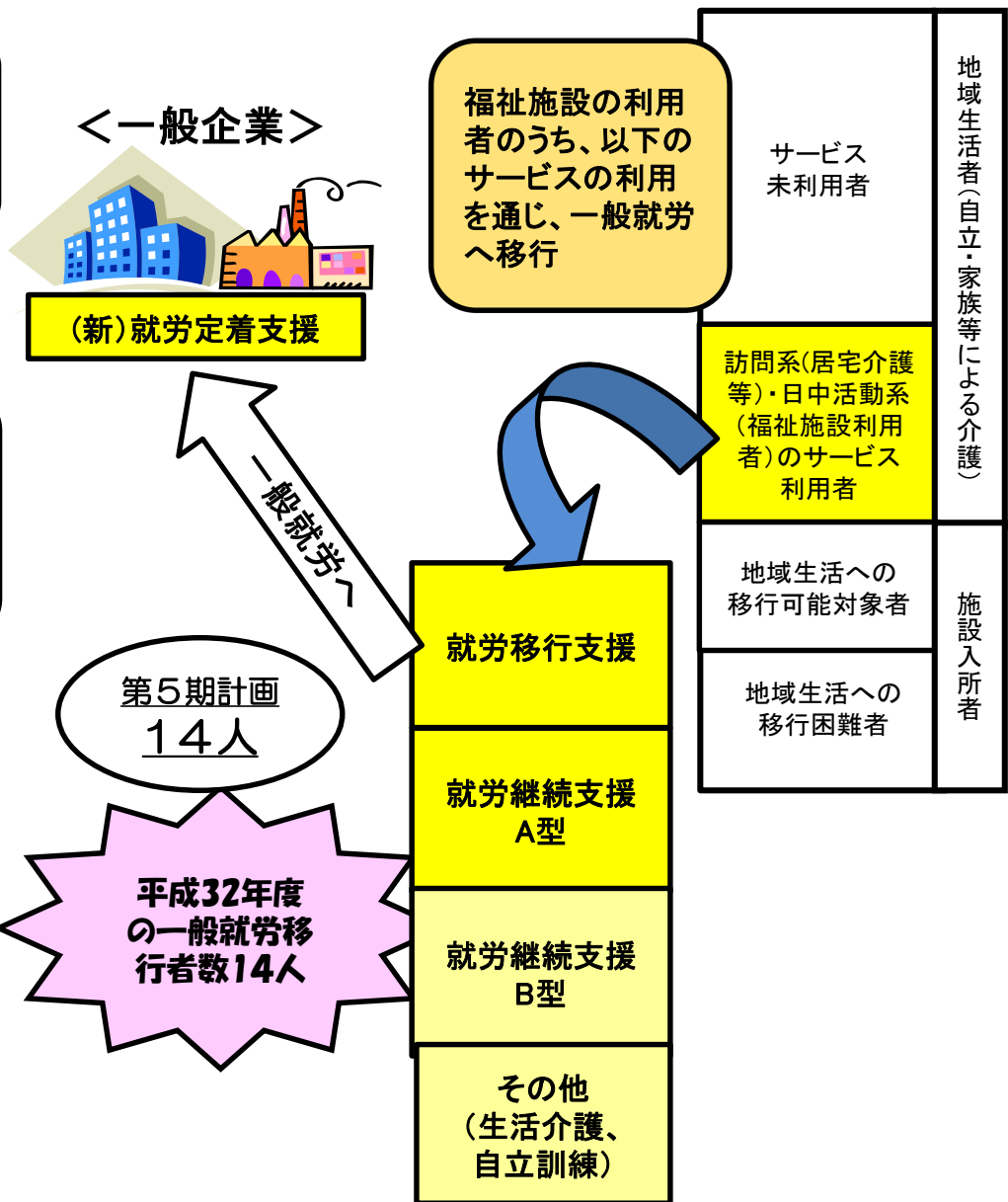
【市の考え方】
関係機関等の連携による一般企業への移行者数の増を見込み、平成32年度に福祉施設利用から一般就労へ移行する者の目標値を設定した。

● **目標値**
国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	目標移行者数	割合
国	9人	14人	1.6倍
三条市		14人	1.6倍

● **実績値**

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般就労移行者数	9人	14人	9人



(6) 就労移行支援事業の利用者数の増加

【国の指針】

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成28年度末の利用者の20%以上増加すること。

【三条市の基準値】

平成28年度末時点の就労移行支援事業利用者数: 33人

【市の考え方】

サービス利用者の利用傾向等を勘案し算定した平成32年度のサービス見込量の利用人数(33人)から、就労移行支援事業利用者数の増加の目標値を7人に設定した。

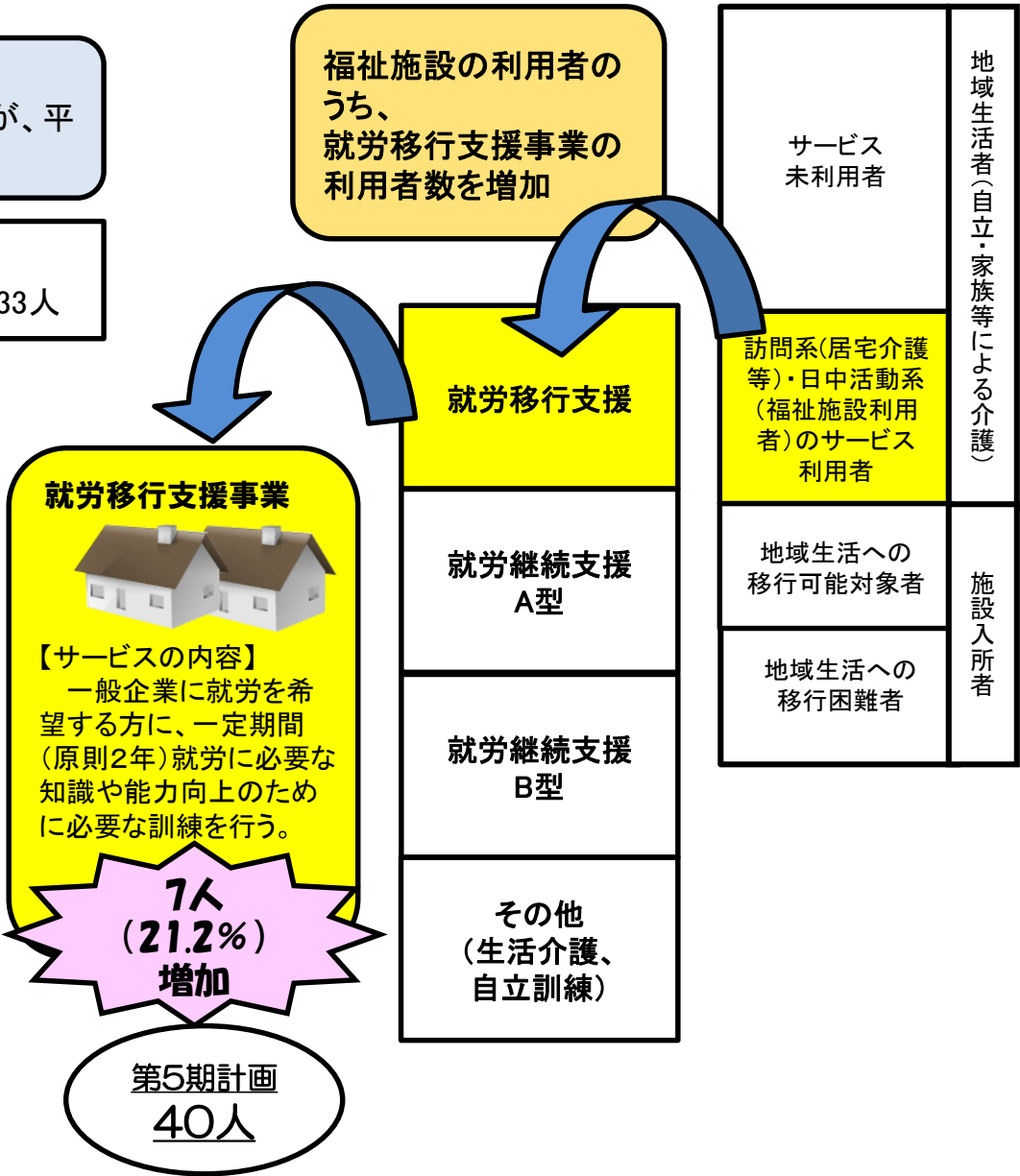
●目標値

国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	目標 利用者数	増加人数
			増加割合
国	33人	40人	7人 21.2%
三条市		40人	7人 21.2%

●実績値

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援 利用者数	26人	33人	32人



(7) 就労移行率3割以上の事業所数

【国の指針】

平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の50%以上とすること。

【三条市の基準値】

平成28年度末時点の就労移行支援事業所数:5か所

【市の考え方】

市内事業所の過去3年間の実績から、就労移行率3割以上の事業所の目標値を、平成28年度実績から2つ増加した3か所と設定した。

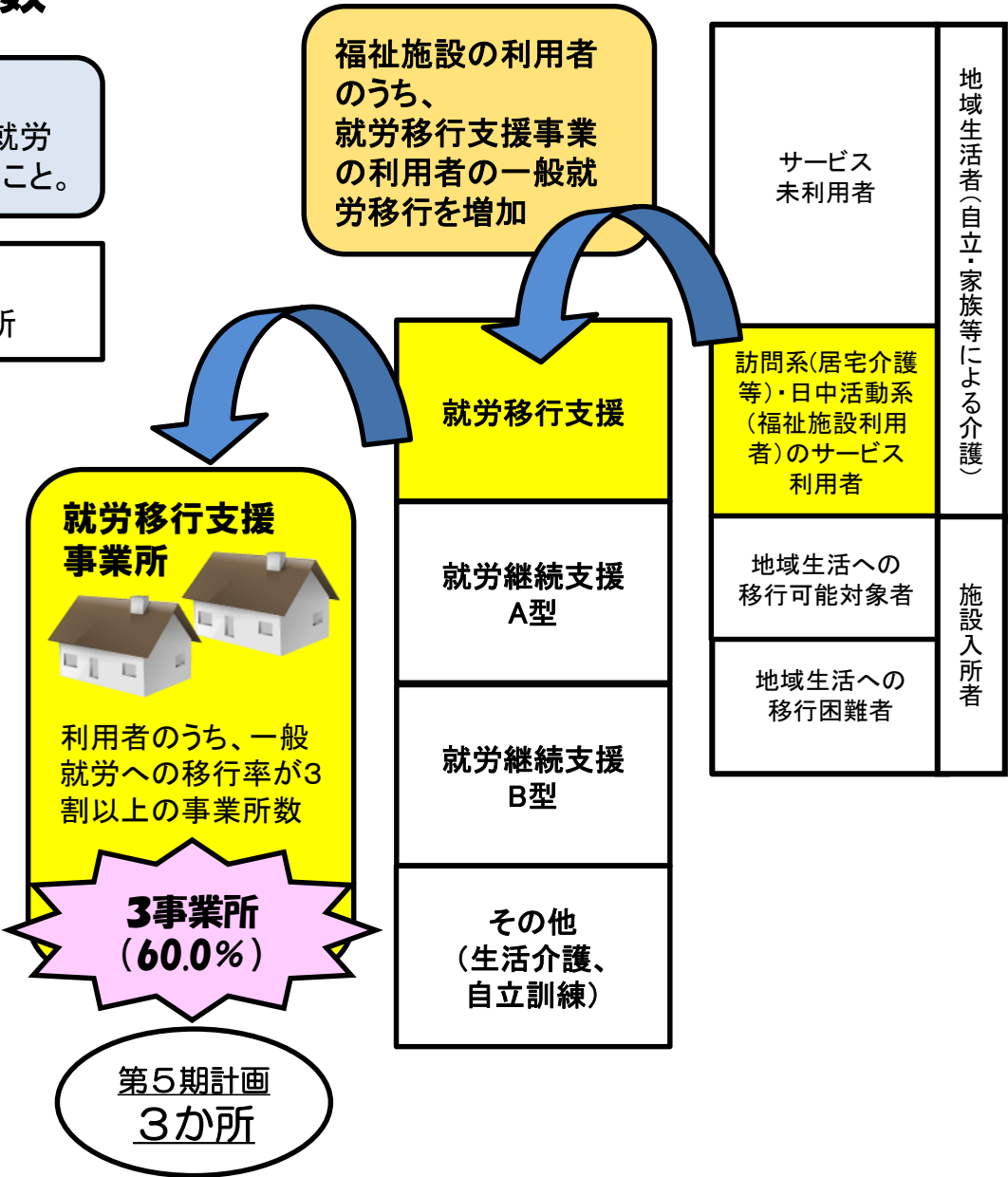
●数値目標

国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	目標事業所数	割合
国	5か所	3か所	60%
三条市		3か所	60%

●実績値

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市内事業所数	4か所	4か所	5か所
3割以上の事業所数	0か所	4か所	1か所



(8) 障がい児支援の提供体制の整備等

ア 障がい児支援の提供体制の整備

【国の指針】

平成32年度末までに、各市町村に次のものを整備する。

- ・児童発達支援センター：1か所以上
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
- ・主に重症心身障がい児を支援する「児童発達支援」：1か所以上
- ・主に重症心身障がい児を支援する「放課後等デイサービス」：1か所以上

【市の考え方】

既存の支援体制や三条市の実情を踏まえた上、未整備のものについては平成32年度末までに整備を進める。

●目標値及び整備内容

項 目	整備の有無等	
児童発達支援センター	無	既存の児童発達支援事業所における機能の充実を図る。
保育所等訪問支援	有	保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障がい児を支援する ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	整備済み	現在でも「ケアステーション県央」にてサービスの提供が行われており、支援体制は整備されている。

イ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【国の指針】

平成30年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置する。

【市の考え方】

子ども等の支援についての協議を行ってる既存の会議(子ども・若者総合サポート会議障がい支援部会)を活用し、医療的ケア児の地域支援に関する協議を行う。



2 サービス見込量と確保のための方策

(1) サービス見込量設定の考え方

サービス見込量の設定に当たっては、現在のサービス利用者、今後の新たな利用者、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設利用から一般就労への移行等の状況を勘案して推計する。

(2) 確保のための方策

ア 訪問系サービス

障がいのある方とその家族が安心して暮らせるよう、福祉サービスの安定供給に向けて更なる充実を図る。また、同行援護及び行動援護については、利用の変化に対応したサービス提供体制の確保に努める。

イ 日中活動系サービス

障がいのある方の障がいの状況や希望に合わせて選択できるよう必要量を見込み、日中活動の場の確保を図る。また、グッデイいきいきサポートセンターを中心とした市内各事業所の連携により、効率的なサービスの提供に努める。

ウ 居住系サービス

障がいのある方の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう必要量を見込み、居住の場の確保を図る。また、障がい者居住支援拠点施設を中心とした市内各事業所の連携により、効率的なサービスの提供に努める。

エ 相談支援

サービス等利用計画の作成を円滑に行うため、相談支援事業所の増加及び相談支援専門員のスキルの向上に取り組む。また、地域相談支援体制の整備や充実を図る。

オ 障がい児支援

障がいのある子どもが健やかに育ち、その家族が安心して子育てができるよう、放課後等デイサービスの受け皿の確保などサービス提供体制の充実を図る。

カ 地域生活支援事業

地域自立支援協議会などを通じて、障がいのある方のサービス利用におけるニーズの把握に努めるとともに、利用ニーズや地域の実情を踏まえたサービス提供となるよう地域生活基盤の整備を図る。